

協会けんぽ鳥取支部 令和3年度収支

【資料6】

(百万円)

		鳥取支部	全国
収入	保険料収入	43,977	9,855,345
	一般分	43,971	9,853,918
	その他収入	105	21,665
	債権回収以外	41	9,249
	債権回収	64	12,416
計		44,082	9,877,010
支出	医療給付費(国庫補助を除く)(調整後)	23,503	5,349,614
	医療給付費(国庫補助を除く)(A)-(B)	27,224	5,349,614
	医療給付費(国庫補助を除く)(A)	27,224	5,352,073
	災害特例分(国庫補助を除く)(B)	0	2,458
	年齢調整額	▲ 722	-
	所得調整額	▲ 2,998	-
	現金給付費等(国庫補助等を除く)	2,174	485,752
	前期高齢者納付金等(国庫補助を除く)	15,706	3,509,205
	業務経費(国庫補助を除く)	641	143,142
	一般管理費(国庫負担を除く)	237	52,875
	その他支出	167	37,284
	令和元年度の収支差の精算	▲ 27	-
	令和元年度のインセンティブ	31	-
	加算額	31	6,764
	減算額	0	▲ 6,764
計		42,431	9,577,872
収支差	計	1,652	299,139
	全国平均分	1,339	299,139
	地域差分	313	-

端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

(注)

①年齢調整額、所得調整額、激変緩和のマイナスは、調整額を受け取る支部、プラスは調整額を出す支部。

②債権回収は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。

③医療給付費は、東日本大震災等による窓口負担減免措置に伴う令和2年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。

④「令和元年度の収支差の精算」は、令和元年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算(健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの)を表す。

令和3年度の支部別収支差(地域差分)の保険料率換算の見通し

(百万円)

支部別収支差(地域差分) (a)	313
総報酬額(3年度実績) (b)	441,032
保険料率換算 (a) / (b) × 100	0.07

(注) 令和5年度都道府県単位保険料率の算定においては、令和3年度の都道府県支部ごとの収支における収支差(地域差分)について精算する必要がある。当該収支差は、プラスの場合は収入に加算し、マイナスの場合は絶対値の額を支出に加算する。

令和5年度都道府県単位保険料率算定の際の精算に係る保険料率は、令和3年度の支部の収支差(地域差分)を令和5年度の総報酬額の見込額で除したものになるため、表中の保険料率換算(収支差(地域差分)を令和3年度の総報酬額の実績で除したもの)とは異なる。